

重大な消防法令違反の 建物を公表します

違反対象物の公表制度とは・・・

建物の利用者自らが、その建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用を判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネット上に公開する制度です。



○公表制度の対象となる建物

飲食店・百貨店などの不特定多数の方が利用する建物や、病院・福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物

○公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

○公表の対象となる違反

建物に義務付けられた消防用設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていないもの

○公表の方法

東大阪市消防局のホームページへ掲載します。

○公表の内容

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容等

○制度の開始時期は

平成29年4月1日です。



お問い合わせや事前相談は、最寄りの消防署へ

□東大阪市消防局 警防部 予防広報課	TEL 072-966-9662
□東大阪市東消防署 予防担当	TEL 072-983-0119
□東大阪市中消防署 予防担当	TEL 072-966-0119
□東大阪市西消防署 予防担当	TEL 06-6788-0119